

県営住宅の入居者募集要領【令和4年8月統一募集】

〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎4階
大町建設事務所 整備・建築課 建築係
TEL:0261-23-6524 FAX:0261-23-6532

募集日程

| | | |
|-----------|---|--|
| 入居申込書受付期間 | 8月17日(水)～8月26日(金) 受付時間: 8時30分～17時15分(平日) 土日祝日は受付を行いません ※郵送の場合は、26日(金)必着となります。 | 大町合同庁舎4階 大町建設事務所 整備・建築課内 ※申込書を郵送又は持参願います。 |
| 抽選会 | 9月5日(月)(受付時間にご注意下さい) 9時30分～ :大町第2団地、 11時00分～ :社団地、常盤上一団地 13時30分～ :高瀬団地、松川団地 (入居申込者が集中した場合は時間がかかることをご了承願います。) | 大町合同庁舎 1階 101, 102 会議室 新型コロナウイルス感染予防の観点から、原則、当所職員が代理で抽選を行います。また、どうしてもご本人が抽選を行いたい場合には御相談ください。 |
| 鍵渡し | 9月22日(木)～9月30日(金) ※土日祝日を除く ○ 連帯保証人関係書類の提出(入居誓約書・連帯保証人確認書等) ○ 敷金納入(家賃3ヶ月分) | 大町合同庁舎4階 大町建設事務所 整備・建築課内 |
| 入居指定日 | 令和4年10月1日(土) | この日から家賃がかかります。 |

※入居の申し込みは1世帯で1つの団地の1つの構造・間取り限りとなります。(部屋ごとに抽選を行います)

県内他所でも公募しておりますが、申込は全県で1箇所のみとなります。

※郵送による申込も受け付けますので、御不明な点はお問い合わせ願います。

また、抽選会後に当選者には入居説明のため、大町建設事務所に来ていただきますので、御承知おき願います。

入居申込み資格

- 一定の基準以下の所得であること。(一般世帯及び裁量世帯の区分があります。収入基準早見表参照)
- 現に同居する、または同居しようとする親族があること。(婚姻予定者を含む。ただし間取りにより単身でも入居できる場合があります。)
- 現に住宅に困窮していること。(申込者・同居者名義の持ち家がない等)
- 暴力団員でないこと。(申込者・同居者が暴力団員でないことを警察機関にて照会します。)

公募する県営住宅

| 所在 | 団地名 | 建設年度 | 構造 | 間取り | 家賃 | 備考 |
|----|------|------|----|------|---------------|--------------------|
| | | | | | 第1階層～第6階層 | |
| 大町 | 大町第2 | H9 | 中耐 | 3DKY | 22,800～44,900 | 単身不可 01-302 (3階) |
| | | H11 | 中耐 | 2DKY | 18,200～35,800 | 単身可 02-106 (1階) |
| | 社 | H1 | 中耐 | 3DKY | 18,800～36,900 | 単身可 Y2-305 (3階) |
| | 常盤上一 | H29 | 中耐 | 2DKY | 20,700～40,600 | 単身可 1-402 (4階) EV付 |
| 池田 | 高瀬 | H17 | 木三 | 2DKY | 19,600～38,500 | 単身可 3-204 (2階) EV付 |
| | | H21 | 中耐 | 2DKY | 19,800～38,900 | 単身可 5-102 (1階) EV付 |
| 松川 | 松川 | H8 | 中耐 | 2DKY | 19,400～38,100 | 単身可 M1-305 (3階) |

※ Y:バス付(バランス釜又はユニット)、中耐:中層耐火構造、EV:エレベーターの略称です。

- 家賃については同じ部屋でも世帯構成や所得によって家賃が異なります。また、毎年の収入申告に基づいて家賃を算定するため、家賃額は毎年変わります。
- 犬猫などペットの飼育、餌やりは禁止です。(盲導犬等を除く。)
- 内覧会はありません。
- 駐車場は1戸1台までが原則となります。
(大町第2団地 1,400円/月、社団地 1,000円/円、常盤上一団地・高瀬団地・松川団地 1,500円/月)
- ホームページで県営住宅の外観などをご覧ください。[長野県 県営団地](#) [検索](#)
- 草刈り、雪かき他、団地の自治活動に協力してください。

各種世帯の取扱い

| 世帯の区分 | 裁量世帯※1 | 優先入居※2 | 単身入居※3 | 減免対象※4 |
|---|--------|--------|--------|--------|
| 心身障がい者世帯(身体障がい 1～4 級、精神障がい 1～2 級、知的障がい A1,A2,B1)、引揚者世帯、戦傷病者世帯 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 心身障がい者世帯(精神障がい 3 級、知的障がい B2) | | | ○ | |
| 原子爆弾被害者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯 | ○ | | ○ | |
| 老人世帯(60歳以上又は18歳未満の者のみの世帯) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 子育て世帯(同居者に中学校卒業までの子のいる世帯) | ○ | ○ | | |
| 母子(父子)世帯 | | ○ | | ○ |
| 寡夫世帯、多子世帯、中国残留邦人等世帯 | | ○ | | |
| 生活保護世帯、DV被害者世帯、犯罪等被害者世帯 | | ○ | ○ | |
| 独立して生計を営む者 | | | ○ | |

※1 裁量世帯:一般世帯の所得基準は月額158,000円以下ですが、裁量世帯は月額214,000円以下と収入基準が優遇されます。

※2 優先入居:抽選のくじを2回引くことができます。

※3 単身入居:単身で入居申込ができます。(2DKYのタイプ及び社団地のみ)

※4 減免対象:収入基準が第1階層の場合は、申請により、世帯の区分に応じた家賃の減免ができます。なお、低収入又は疾病や災害に伴う減免制度(世帯の区分以外の理由による家賃減免)もあります。

※5 多子世帯とは18歳未満の子どもが3人以上同居する世帯をいいます。

- 心身障がい者又は犯罪等被害者の単身入居申込に当たり、別途手続きがありますのでご相談ください。

申込み手続き書類

【★はどなたでも必要です。☆は関係がある場合に必要です。】

★ 県営住宅入居申込書

★ 世帯全員の住民票 住民票は続柄を省略しないでください。(※発行後3か月以内のもの)

(令和4年12月末までの婚姻予定者:婚約証明書、婚約者等の戸籍謄本)

★ 所得を証する書類: ①令和3年分の所得証明書(15歳以上(中学生を除く)の者全員分)

②その他

転退職があった場合:給与証明書、退職証明書、雇用保険受給資格者証(写)、精神障がい、知的障がい等で単身入居を申込み場合は、別に定める申立書及び支援計画書

☆ 優先入居又は単身入居の要件を証する書類(代表的な例)

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者のいる世帯 | 障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳 |
| 母子世帯 | 福祉事務所長等の母子証明書又は戸籍謄本 |
| 父子世帯 | 戸籍謄本 |
| 生活保護世帯 | 保護決定通知書 |
| 単身入居の申込者 | 戸籍謄本(原本)(※発行後3か月以内のもの) |

※ この手続きに伴う個人情報の収集は、県営住宅入居資格の審査及び入居許可を目的とするものです。

連帯保証人の要件

※連帯保証の極度額（債務上限額）は、入居時家賃の20か月分です。

- 独立の生計を営む者
 - 入居者と同等以上の収入があり、保証能力を有する者
 - 外国人の場合は今後在留期間1年以上の者、
 - 公営住宅の入居者でない者
 - 他の公営住宅入居者の連帯保証人でないこと者
 - 未成年者等制限行為能力者でない者
- 以上の要件を満たす者で
- ① 県内居住の3親等内の親族1名（要問合せ）
 - ② 県外居住の3親等内の親族1名 + 知人1名（計2名）
 - ③ 知人2名（内1名は県内居住）
- のいずれかとしてください。
- 3親等内の親族でも苗字が異なる場合は、親族関係を証明するための戸籍謄本が必要です。
 - 連帯保証人になる方には、「県営住宅入居誓約書兼連帯保証人確認書」に署名・捺印をしていただき、あわせて、市町村発行の「所得証明書」と「印鑑証明書」の原本提出が必要となります。

収入基準早見表

総収入額による収入基準上限額

○ 所得のある人が1名で、特別控除該当者がいない場合 (単位:円)

| 同居者数 | | 0人 (単身) | 1人 (2人家族) | 2人 (3人家族) | 3人 (4人家族) | 4人 (5人家族) | 5人 (6人家族) |
|------|----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 一般階層 | 年額 | 2,967,999 | 3,511,999 | 3,995,999 | 4,471,999 | 4,947,999 | 5,423,999 |
| | 月額 | 247,333 | 292,666 | 332,999 | 372,666 | 412,333 | 451,999 |
| 裁量階層 | 年額 | 3,887,999 | 4,363,999 | 4,835,999 | 5,311,999 | 5,787,999 | 6,263,999 |
| | 月額 | 323,999 | 363,666 | 402,999 | 442,666 | 482,333 | 521,999 |

※ 総収入額とは給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」欄記載の金額のことで。

総所得額による収入基準上限額

○ 所得のある人が複数の場合などで、特別控除該当者がいない場合 (単位:円)

| 同居者数 | | 0人 (単身) | 1人 (2人家族) | 2人 (3人家族) | 3人 (4人家族) | 4人 (5人家族) | 5人 (6人家族) |
|------|----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 一般階層 | 年額 | 1,896,000 | 2,276,000 | 2,656,000 | 3,036,000 | 3,416,000 | 3,796,000 |
| | 月額 | 158,000 | | | | | |
| 裁量階層 | 年額 | 2,568,000 | 2,948,000 | 3,328,000 | 3,708,000 | 4,088,000 | 4,468,000 |
| | 月額 | 214,000 | | | | | |

※ 総所得額とは給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与控除後の金額」欄記載の金額のことで。